

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[04] 義援金

【教訓情報】

01. 義援金は、地震発生当日から被災自治体、日赤、NHK等を通じて集まったが、地下鉄サリン事件の発生の影響もあって、4月には激減した。

【教訓情報詳述】

01) 義援金は、地震発生当日から被災自治体に対してだけでなく、日赤、NHK等を通じて集まった。

【参考文献】

[参考] 義援金は、地震発生当日から被災自治体に対してだけでなく、日赤、NHK等を通じて集まった。

[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.290-291]

>

[引用] 震災当初は、救援物資と合わせて災害義援金が届けられるケースもあり、昼夜を問わず災害義援金を受け付けることが多かった。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.164]

>

[引用] 義援金の申出が、震災当日からニュースを見たり、聞いた多くの方々から、兵庫県をはじめ、被災市町や日本赤十字社の各支部、地区、分区、報道機関等に寄せられたため、それぞれの機関において急遽専用受入口座を開設し、義援金の受入体制を整え、義援金の受け入れを開始したが、領収書の発行等の事務に追われ、それぞれの受付窓口は、非常に混雑した。[『兵庫県南部地震災害義援金報告書』兵庫県南部地震災害義援金管理委員会(2000/1),p.7]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[04] 義援金

【教訓情報】

01. 義援金は、地震発生当日から被災自治体、日赤、NHK等を通じて集まったが、地下鉄サリン事件の発生の影響もあって、4月には激減した。

【教訓情報詳述】

02) 95年4月には3月比で5分の1に激減し「地下鉄サリン事件」の影響も大きかったとされた。

【参考文献】

[参考] 義援金の月別募集状況のデータについては[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.292]参照。これによると、95年4月の募集金額は88.17億円であり、3月の396.33億円の約5分の1となっている。

>

[参考] [日本公認会計士協会・近畿会『自然災害に係わる義援金に関する提言書』(1996/1),p.18,24]は、次のように述べている。

「3月より大幅に収入が減少しているが、地下鉄サリン事件の影響も一部にあると推定でき、全国報道の義援金活動に対する影響力は無視出来ない」

「義援金活動へのマスコミの影響力は無視できないものがある事は広く認識されるところである。今回の阪神・淡路大震災義援金の受入状況においても、地下鉄サリン事件(3月20日)が大きく影響を与えたと思われる。」

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[04] 義援金

【教訓情報】

01. 義援金は、地震発生当日から被災自治体、日赤、NHK等を通じて集まったが、地下鉄サリン事件の発生の影響もあって、4月には激減した。

【教訓情報詳述】

03) 募金団体が精力的に国民感情に訴えていくことで、募金額の増額は可能だったとの見方もある。

【参考文献】

〔引用〕阪神大震災の直後から義援金の申出がつつき、平成8年10月末現在、約1,770億円になっている。義援金の募集状況を見ると、第1に、月別状況は第3表のとおりである。平成7年4月には3月比で5分の1に激減しているが、東京で起こった「地下鉄サリン事件の影響も一部にあると推定でき、全国報道の義援金活動に対する影響力は無視出来ない」とその原因が推定されている。このことは政策的意図をもって、募金団体がもっと精力的に国民感情に訴えていけば、募金額の増額は可能であったと推定できる。〔神戸都市問題研究所震災復興政策研究会「給付金行政の実態と課題」『都市政策 no.86』（財）神戸都市問題研究所(1997/1),p.102〕

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

〔04〕義援金

【教訓情報】

02. 1月25日に関係26団体からなる「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」が発足したが、委員会メンバーの構成や一部義援金が対象外となったなどの問題もあった。

【教訓情報詳述】

01) 初期に各市町が受け入れた義援金の内、各市町を特定した義援金が募集委員会に送金されない例もあり、自治体間での不公平が指摘された。

【参考文献】

〔引用〕今回の阪神・淡路大震災義援金の受入れた初期段階において、各市町村が受け入れた義援金の内、各市町村を特定した(目的指定)義援金については、各自治体への見舞金として募集委員会への送金対象から外された例がある。
・しかし、この判断は不透明な部分が多く、自治体間での不公平又は不公正感を払拭しきれないものがある。
・各自治体に寄せられた義援金の取扱については、明確な基準を示し、この基準を遵守したか否かについて、先の不公平又は不公平感を排除する為にも「監査」による判断の妥当性を検証する手続きが必要と思われる。

〔日本公認会計士協会・近畿会「自然災害に係わる義援金に関する提言書」(1996/1),p.14〕

>

〔引用〕...(前略)...義援金の取り扱いにも問題があった。市町にかぎりの義援金の取り扱いにつき、明確な基準を設けるべきである。ことに当該自治体かぎりか全体か不明確であった。当該自治体に寄せられた義援金を、その自治体かぎりで配分してしまう団体と、委員会に提出する団体に分かれたからである。〔高寄昇三「阪神大震災と生活復興」勁草書房(1999/5), pp50〕

>

〔参考〕北淡町独自の義援金約4億2,500万円の配分について、〔石上泰州「厳しさを増す北淡町の財政状況」『月刊「地方財務」第550号』ぎょうせい(2000/3),p.47-48〕に紹介されている。

>

〔引用〕町議会に対して独自に使うと発言した町長もあれば、市民に市に寄せられた義援金は市民のために配分すると約束した市長も会った。それぞれの市町にもらったものは、それぞれの市町が独自に使えるのは、当然のことと考えられていたからでもある。〔「阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像」(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.650〕

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

〔04〕義援金

【教訓情報】

02. 1月25日に関係26団体からなる「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」が発足したが、委員会メンバーの構成や一部義援金が対象外となったなどの問題もあった。

【教訓情報詳述】

02) 兵庫県南部地震義援金募集委員会の構成メンバーについて、マスコミ諸団体が過半数を占めたため、それを問題視する指摘がある。

【参考文献】

[引用] 今回の兵庫県南部地震災害義援金募集委員会については、次の点を指摘することができる。

1) 被災自治体行政担当者

・災害救助法適用15市10町の内、神戸市と津名町のみが募集委員会メンバーとなっているが、被災自治体の意見を反映するには余りに少なく他とのバランスに欠けると思われる。

・被災自治体は、義援金の支給業務を担当する事から、直接、募集委員会に意向を伝える機会が必要と思われる。

2) 学識経験者

・義援金活動には、社会福祉に係る自然科学・社会科学の知識や経験が幅広く反映される必要がある。今回の募集委員会メンバーには全く学識経験者の参加が無い事は今後の課題となる。

3) 義援金受入れ団体

・義援金窓口として、日本赤十字社・共同募金会・全国紙の参加については、義援金受託者の立場として参加は当然の事と思われるが、全体の構成として、マスコミ諸団体が過半数(26団体の内、14団体)を占める事はバランスの上から留意が必要と思われる。

・又、参加している報道関係団体の内、記事を取りまとめる立場(例えば支局長)の役職者が、自らが報道対象となる募集委員会の関係者となる事に若干の疑問が残る。

[日本公認会計士協会・近畿会「自然災害に係わる義援金に関する提言書」(1996/1),p.23]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[04] 義援金

【教訓情報】

02. 1月25日に関係26団体からなる「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」が発足したが、委員会メンバーの構成や一部義援金が対象外となったなどの問題もあった。

【教訓情報詳述】

03) 義援金の管理運営については、監査体制の強化、情報開示の徹底も求められた。

【参考文献】

[引用] 義援金の管理運営について、1つは監査体制の強化、2つは情報開示の徹底などである。監査については、具体的法的規定はなく、単なる善管注意義務によって処理されているが、募金は全て募集委員会に遅滞なく振込まれているか、受け入れ団体は必ず寄付者の氏名・金額を公表し、外部監査を受けているか、募集委員会での義援金資料の公開および内部資料の閲覧、間接開示としてのマス広報活用などが実施されたかどうかである。[神戸都市問題研究所震災復興政策研究会「給付金行政の実態と課題」『都市政策no.86』(財)神戸都市問題研究所(1997/1),p.107]

>

[引用] 募集委員会事務局においては、義援金の受入状況については、震災直後は1週間ごとに記者発表していたが、平成8年度からは1ヶ月ごとに発表することにした。

また、被災者への配分状況についても、1ヶ月ごとに配分を行っている市町からの報告を求め、記者発表をしてきた。

さらに義援金の預託者に義援金の受入状況及び配分状況を報告するため、主要日刊紙に、募集委員会の承認を得て、義援金から経費を負担し、平成7年12月17日に次の新聞広告を行ったが、非常に経費を要するため、その後は行うことができなかった。

[『兵庫県南部地震災害義援金報告書』兵庫県南部地震災害義援金管理委員会(2000/1),p.20]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[04] 義援金

【教訓情報】

02. 1月25日に関係26団体からなる「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」が発足したが、委員会メンバーの構成や一部義援金が対象外となったなどの問題もあった。

【教訓情報詳述】

04) 義援金募集・配分の体制は、経験もなく、混乱する被災地内で組み立てられていった。

【参考文献】

[引用] 災害発生直後から義援金の募集が兵庫県をはじめ被災市町、日本赤十字社、社会福祉協議会、共同募金会、各マスコミなどではじめられたが、情報の不足あるいは通信交通の途絶から全体像がつかめな

い状況でもあった。そのうえ、義援金を募集したり、自分が義援金を出したりすることはあっても、寄せられてくる膨大な義援金を被災者に配分するということは、この業務に携わった者すべてが初めて経験することであった。マニュアルも手引書もなかった。…(中略)…

翌日三名の北海道庁の職員が、災害救助法関係の資料、奥尻地震での義援金募集や配分に関する実務的な資料を携え来神した。この人たちからいろいろ示唆を受け義援金募集や配分の実務的な手続きが整えられていた。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.647]

>

[引用] 一月二十五日に義援金の受け入れと配分に関係する団体を構成員とする「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」が設置され、日本赤十字社兵庫県支部に事務局が置かれた。…(中略)…

ところが、ほとんどの交通機関が混乱あるいは途絶しており、通信も同様であった。また会議する場所もなかった。そんななかで、メンバーとなる各団体の責任者と直接連絡をとることなどほとんど不可能であった。…(中略)…やむを得ずファックスや携帯電話などでなんどもなんども連絡をとり、やっと文書審議で募集委員会を立ち上げた。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.649]

>

[引用] 被害の大きかった神戸市、芦屋市、西宮市で、被災状況の調査がまだ混乱しているなか、義援金の配分がスムーズに処理できるかが懸念された。…(中略)…

「趣旨は理解できるが、被害調査をこれからローラー作戦で実施するところなので、結果ができるまで配分開始は待ってほしい」というのが各市の共通した意見であった。…(中略)…しかし、一月末日には天皇陛下が被災地を訪問されるとの情報もあり、日赤本社からは、義援金を出来るだけ早期に配分して欲しい旨、募集委員会に要望されていた。

このように被災市町当局さえも状況がつかめていないなかで、第一次配分をはじめざるを得なかった。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.653-654]

>

[引用] 神戸市に続き、西宮市、芦屋市等阪神間の被災市も順次配分を開始しだすと、混乱はさらに輪をかけて広がっていった。当初の配分概数は直ぐに超過し、各市に配分金を追加送金する日が続き、義援金を受け付けている各団体への随時送金を依頼してやっと配分金を確保する状況が続いた。

第一次配分では、被災地が広範囲かつ甚大で被害調査も三週間から一カ月以上かかり、そのうえ「罹災証明書」の発行事務が混乱したこと、対象者がどんどん増加しその実数が確定しなかったこと、また交通事情の悪さから市町の配分窓口との打ち合わせも充分出来なかったことなどが原因で混乱した。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.655]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

【04】義援金

【教訓情報】

02. 1月25日に関係26団体からなる「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」が発足したが、委員会メンバーの構成や一部義援金が対象外となったなどの問題もあった。

【教訓情報詳述】

05) 特定の目的をもった寄託者の意思と、受け取った市町の意思を尊重する制度が設けられた。

【参考文献】

[引用] 被災市町全体に寄せられた(特定市町に寄託された)義援金の額はほぼ百五十億円であった。この範囲内において市町の判断により配分できる「市町交付金」制度を設けたのである。これにより、特定の目的をもって寄託した人の意思を尊重しながら、被災者の不公平をできるだけ正し、また集約に反対していた市町長の理解を得て義援金の配分をスムーズに進めようとするものであった。

具体的には、被災各市町で受け入れた義援金の額約百五十億円を、各市町の全壊(焼)世帯数に応じて配分し、各市町は募集委員会の定める基準(住宅新築・住宅債券、高齢者支援等)のうちから選択して、独自の判断で配分することができることとしたものである。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.656-657]

>

[引用] 阪神・淡路大震災では、津名郡淡路町が町に直接寄せられた義援金の一部を自主運用し、仮設住宅用地の借り上げ料、仮設のふれあいセンターの管理運営費にも配分。同郡一宮町は、被災者の心のケア事業としてマラソン大会などに使った。[神戸新聞記事「使途 寄託意思どう生かす」『震災10年 備えはその時どうする 義援金』(2004/8/1),p.-]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

【04】義援金

【教訓情報】

02. 1月25日に関係26団体からなる「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」が発足したが、委員会メンバーの構成や一部義援金が対象外となったなどの問題もあった。

【教訓情報詳述】

06) 義援金の募集・配分には大きなマンパワーと事務的経費が必要となる。

【参考文献】

【引用】義援金の集約、配分の原則などの理屈は関係者間の共通認識により解決しうが、全国的な支援が必要となるおおきな災害での義援金の募集、配分には膨大なマンパワーが要求されることが、今回の災害で明らかとなった。[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.663]

>

【引用】義援金の募集については多額の事務的経費が必要になることは避けられない。とくに、用途を決定するに至るまでの間にも現地調査のため出張することも想定される。いままでは、集まった義援金は全額を被災地への支援に充て、そのために必要な費用はそれぞれの団体で負担していた。必要になったときに義援金募集に積極的に取り組めるよう、義援金の一定割合を事務的経費に充てることができるような方式に転換していくような検討も必要である。[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.672]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

【04】義援金

【教訓情報】

03. 義援金の第一次配分は、り災証明の認定をめぐる混乱により、当初の予想件数を数倍も上回った。

【教訓情報詳述】

01) 1月29日には、死亡者・行方不明者1人あたり10万円、全半壊・全半焼世帯10万円の配分が決まったが、り災証明の認定について混乱・再調査が続き、当初約8万件の予定が2月17日には29万件に達すると見込まれた。

【参考文献】

【引用】報道機関や災害義援金の寄託者、被災者等から第1次配分はいつから始まり、どのような基準で配分するのかといった問い合わせが多くなる中で、募集委員会においては、1月29日、死亡者及び行方不明者に対し1人当たり10万円、住家の全壊・全焼・半壊・半焼の世帯に対し1世帯あたり10万円を、それぞれ一律に見舞金として配分することを決定した。

そして、募集委員会では、1月31日までに関係市町へ所要額を送金し、支給体制が整った市町では2月1日から被災者への支給が始まった。しかしながら、被災件数が余りにも多く、り災証明書の発行に相当の時間を要し、最も被害の大きかった神戸市では2月6日から被災者への支給申請の受け付けが始まるなど、各市町によって開始時期が異ならざるを得なかった。

また、り災の状況を認定する基準が明確でないため、災害義援金の支給が始まると、支給の根拠となるり災証明書の認定基準をめぐる市町と被災者の間で混乱が生じ、り災状況の再調査が相当数行われることとなった。

配分対象件数については、兵庫県災害対策総合本部が把握した被害状況に基づき当初約8万件と積算したが、被害状況の把握が進むにつれ大幅に増え2月13日現在で17万件と見込まれ、さらに2月17日現在、市町からの報告によると29万件に達すると見込まれ、最終的な配分対象件数の把握が極めて困難な状況にあった。第1次配分では、当面の生活に支障をきたす被災者への緊急的な対応が必要との考えのもと見舞金として配分したが、今後の配分においては、被災者の生活の再建、自立に焦点を当てて配分することも検討していく必要があった。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.164-165]

>

【引用】1月17日の震災発生直後から多くの義援金が各受入機関に寄せられ、早期に被災者に配分する必要に迫られた。

しかしながら、交通機関はマヒしたままであり、募集委員会委員が一堂に集まって協議することも困難な状

態であったため、次のとおりファックスによる文書審議により各委員の意見を徴し、第1次配分を決定し、準備の整った市町から義援金の配分請求の受け付けを開始し、早い市町では2月1日から受け付けを開始した。[『兵庫県南部地震災害義援金報告書』兵庫県南部地震災害義援金管理委員会(2000/1),p.8]

> [引用] 第1次配分の開始後、各市町の窓口では、義援金配分的前提となる「り災証明書」の発行事務が混乱し、第1次配分の対象者もどんどん増加し、その実数が確定しないため、その混乱が収拾するまで第2次配分を決定することができない状態となった。[『兵庫県南部地震災害義援金報告書』兵庫県南部地震災害義援金管理委員会(2000/1),p.10]

> [参考] 義援金の給付に際して問題になった事例として、戸籍上は夫婦であるが、被災当日は別々(店舗と自宅)に居住していた例、登録上は1世帯であるが、被災当日は親子別々に生計を営んでいた例、民間住宅の賃貸借契約の締結が確認できない例などが、[『阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建・5年の記録 - 』神戸市生活再建本部(2000/3),p.81-84]に挙げられている。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[04] 義援金

【教訓情報】

03. 義援金の第一次配分は、り災証明の認定をめぐる混乱により、当初の予想件数を数倍も上回った。

【教訓情報詳述】

02) その後、4月21日には重傷者、要援護家庭、被災児童等および住宅助成などの第二次配分が決まった。

【参考文献】

[参考] 4月15日現在の義援金総額が1,555億円に達したこと、世論や日本赤十字社本社等からも義援金の早期支給を促されていること等から、4月21日、募集委員会を開催し、第二次配分として重傷者見舞金(1人、5万円)、要援護家庭激励金(1世帯、30万円)、被災児童・生徒教育助成金(1人、1万円～5万円)、被災児童特別教育資金(1人、100万円)、住宅助成(1世帯、30万円)の支給を決定した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.165]

> [引用] 第一次では、緊急性が高く、被災状況が比較的明確な人的被害と住家被害に対する見舞金として配分したが、第二次では、生活基盤の弱い世帯への支援、生活安定のために住宅確保に対する援助、災害遺児への就学支援、重傷者への見舞い等を中心として、配分された。

義援金の配分では、当初に目標を定めて配分を決めるのではなく、寄せられた金額に応じて対象拡大や配分額の増額を決めてゆくことにならざるをえない。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.656]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[04] 義援金

【教訓情報】

03. 義援金の第一次配分は、り災証明の認定をめぐる混乱により、当初の予想件数を数倍も上回った。

【教訓情報詳述】

03) 96年7月19日には、全半壊世帯に10万円の「生活支援金」を支給する第三次配分を決定した。

【参考文献】

[参考] 96年7月19日には、全半壊世帯に10万円の「生活支援金」を支給する第三次配分を決定した。震災により全焼、全壊、半焼、半壊に遭い、年間総所得が690万円以下の世帯に対して支給された。[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.13]による。

> [参考] 「義援金の配分・支給予定総額」については[神戸都市問題研究所生活再建研究会「震災復興と生活再建」『都市政策 no.86』(財)神戸都市問題研究所(1997/1),p.133]など参照

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[04] 義援金

【教訓情報】

03. 義援金の第一次配分は、り災証明の認定をめぐる混乱により、当初の予想件数を数倍も上回った。

【教訓情報詳述】

04) 99年7月には、配分残額について、被災市町の復興等の事業資金に充てること、その後の残金等については関係基金の事業経費に配分すること、といった最終的な精算方針が決定した。

【参考文献】

[引用] 義援金の請求期限が平成11年3月31日で締め切られたが、…(中略)…配分の決定されていない義援金の額は、2億8千万余円(平成11年6月30日現在)となることが確定し、その後に寄せられる額も余り大きな額が期待できないため、新たに被災者に均一に配分するとすれば600円余りと少額になり、義援金の趣旨が生かされないものとなるため、残金は、次のとおり住家の被災率に応じ、被災地市町に配分し、被災地の復興等の事業資金に充てることに平成11年7月21日の募集委員会において決定した。…(中略)…
なお、市町配分金の交付後の残金及び今後寄せられる義援金は、兵庫県と大阪府の被災率(95.59%:4.41%)で案分し、それぞれの県・府の指定する(財)阪神・淡路大震災復興基金及び(財)大阪府福祉基金の復興に資する事業の経費に配分されることに、同日の募集委員会において決定した。
[『兵庫県南部地震災害義援金報告書』兵庫県南部地震災害義援金管理委員会(2000/1),p.23]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[04] 義援金

【教訓情報】

03. 義援金の第一次配分は、り災証明の認定をめぐる混乱により、当初の予想件数を数倍も上回った。

【教訓情報詳述】

05) 義援金の配分が、被災状況の申告による実態の顕在化を促したと考えられる。

【参考文献】

[引用] 配分をはじめるとして、被災件数は予想をはるかに上回って、当初の八万件から二月十三日には十七万件、その四日後の十七日には二十九万件と日を追って増え続けていった。無限とも思われるように増え続ける義援金の対象件数は、兵庫県災害対策本部に報告されている市長からの被災件数とおおきく乖離していた。…(中略)…
その後の調査でも罹災証明書交付済分と交付見込み分をあわせると四十五万件に達することがわかった。この乖離の原因は、被災者が自分で被災状況を申告し義援金を受け取るという義援金の配分が実態を反映し、市町の行政的な調査に先行したのと思われ、時日の経過とともに収斂していった。
[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.652-653]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[04] 義援金

【教訓情報】

04. 義援金の位置づけや配分方法が議論となった。

【教訓情報詳述】

01) 義援金は住宅被害者への見舞金と住宅再建等の支援金などに80%が配分されたが、他の支援策でのカバーがむずかしい要援護家庭等に重点をおくべきとの指摘もある。

【参考文献】

[引用] 義援金は第1～3次に分けて配布されたが、住宅被害者への見舞金と住宅再建・住宅入居等の支援金などに80%の義援金が配分されている。[神戸都市問題研究所震災復興政策研究会「給付金行政の実態と課題」『都市政策 no.86』(財)神戸都市問題研究所(1997/1),p.104-105]

>

[引用] 募集委員会から被災者等への交付済額は1,516億91百万円で、内訳は、死亡見舞金5億82百万円、住家損壊見舞金450億87百万円、重傷者見舞金6億18百万円、要援護家庭激励金163億64百万円、被災児童・生徒教育助成金18億12百万円、被災児童特別教育資金4億3百万円、住宅助成868億23百万円である。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.165]

>

[引用] 第2に、配付先・配分金額はどうなっているか、この点、政策的には重要な問題点である。住宅は生活の基本であり、住宅を重視すべきとの意見はあるが、被災者対策としてみると、復興基金、公営住宅、建築利子補給、所得税災害減免などすべてが住宅関連である。ことに持家階層については義援金で支援することは二重支給となる色彩が濃厚である。このような点を勘案すると、他の支援策でカバーがむずかしい対象、たとえば要援護家庭に絞り込んで行うべきであったと思われる。[神戸都市問題研究所震災復興政策研究会「給付金行政の実態と課題」『都市政策 no.86』(財)神戸都市問題研究所(1997/1),p.106-7]

>

[引用] 慰謝激励の見舞金的性格という観点からみれば、今回の「住宅支援」や「要援護家庭激励金」などは行政の肩代わりではないかとの多くの意見や苦情があった。しかし、当時個人補償とのからみで支援する制度がなかったがゆえにもっとも困っている人たちを援助しようとするものであった。[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.662]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[04] 義援金

【教訓情報】

04. 義援金の位置づけや配分方法が議論となった。

【教訓情報詳述】

02) 募金の趣旨から寄付者の意向を尊重するような方法(「ドナーズチョイス」)の導入が必要とも指摘された。

【参考文献】

[引用] 義援金を送る寄付者の善意が生かされるように、例えば、送り手から使用目的を明示して送られてくる場合にあっては、災害発生直後の被災地の混乱状況や業務量との関係、義援金全体の配分の公平性の問題にも留意することが必要であるが、極力それを尊重するような「ドナーズチョイス」の導入を検討することも考えられる。この場合、過去の経験に鑑み、義援金の受付窓口で配分の用途についていくつかの選択肢を用意することも一つの方法である。[厚生省災害救助研究会「大規模災害における応急救助のあり方」(1996/5),p.56-57]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[04] 義援金

【教訓情報】

04. 義援金の位置づけや配分方法が議論となった。

【教訓情報詳述】

03) 義援金支給には迅速性も重要であり、状況によっては公平性に優先した柔軟な対応が必要との指摘もある。

【参考文献】

[参考] 義援金は被災者への緊急支援を目的としていることから、迅速な配分が最も重要となり、状況によっては公平性・公正性に優先した柔軟な対応が求められる。

又、行政の社会福祉措置(本来、税金で対応すべき支援)とは一線を画した、ある意味では法的制約にとらわれない、被災現場のニーズに応じた義援金の活用が期待される。

よって、義援金は、単に金銭を公平に被災者に支給するだけでなく、状況によっては、例えば、被災現場の行政では賄いきれない被災者ニーズを有効に支援する活動組織(ボランティア団体等)への直接的な資金提供も確かかつ迅速に判断する必要がある。

[日本公認会計士協会・近畿会「自然災害に係わる義援金に関する提言書」(1996/1),p.21]

>

〔引用〕 なによりも早く配分しなければならない緊急性の高いと考えられた被災は、死亡・行方不明者五千二百二十五人、住宅の全半壊七万三千四百四十五件。その時点での市町からの報告に基づき推定し、一件あたり十百万円の配分を決定した。

この配分には、約七十八億円の義援金が必要である。しかし、当時募集委員会で把握している義援金は約五十億円であった。

いまの義援金の寄託状況からみて、まだまだこれからも多くの義援金が寄託されると予想して決定された。もし本当にこれ以上集まらなかったらどうする…、一瞬釜本の脳裏に不安がよぎった。

〔『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.651〕

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

〔04〕義援金

【教訓情報】

04. 義援金の位置づけや配分方法が議論となった。

【教訓情報詳述】

04) 個々の被災者にとっては、義援金支給額があまりに少ないという意見もあった。

【参考文献】

〔引用〕 配分計画を公表すると、史上空前といわれる義援金の額とあまりに少ない配分額に多くの不満があらわれた。

十百万円で何ができるのか、北海道の奥尻や長崎の雲仙では一千万円単位の義援金が配分されそれだけで住宅の再建ができたのに…というものであった。

千七百八十五億円という巨額な義援金であっても、四十五万の被災件数では単純に計算すれば約四十万円の配分ということになるのだが。

〔『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.658〕

>

〔引用〕 (西海恵都子氏)

震災直後、全・半壊(焼)世帯に十百万円の義援金配分が決まった。当初、同委員会はその数を約八万件と見込んだが、申請は五倍以上に膨らみ、計画変更を迫られた。

住宅助成は「持ち家再建」「持ち家修繕」「民間賃貸住宅入居」の三種類、各三十万円の助成が予定されたが、持ち家再建が削除された。

「なぜ再建だけ除外されるのか」と苦情が殺到。結局、約一年後、多くの市町で再建・購入の助成として三十万円の配分が決まった。

この配分は適切だったのだろうか、と今も思う。三十万円は少なくない額だが、資金繰りに苦しむ被災者が再建に踏み切れる額ではなかった。

〔神戸新聞記事「1800億円、被災者は実感できなかった」『震災10年 備えは その時どうする 義援金』(2004/8/1),p.-〕

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

〔04〕義援金

【教訓情報】

04. 義援金の位置づけや配分方法が議論となった。

【教訓情報詳述】

05) 第1次配分は迅速な給付を実現できたが、第3次配分の時期は1年以上後となった。

【参考文献】

第1次配分 〔引用〕 高く評価すべきなのは、迅速な給付を実現できた第1次配分であろう。第1次配分は、1月末に方針決定をし、2月初めという早期から一律の配布が実施された。義援金の集まる額も不確かである中、被災の大規模さがある程度判明した時点で、この決定を下したことは、評価されるべきであろう。被災者を勇気付けるという、義援金本来の役割をよく果たせたはずである。〔地主敏樹「被災者支援のあり方」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証) I 健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.235〕

>

[引用] 大きな問題点は、第3次配分の時期の遅延である。第3次の配分は翌年の7月半ばにまで繰り延べされて、結果的には、義援金総額の20%程度が1年間も使われずに繰り越されてしまった。義援金配分の3原則の中の「迅速性」に著しく欠けていたという批判を免れることはできない[地主敏樹「被災者支援のあり方」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.236]